

資料9

平成29年11月24日
総務部経理用地課

指名停止措置等について

平成29年7月1日から平成29年10月31日までの間に行った指名停止措置については、以下のとおりである。

1 指名停止理由別一覧

理 由	件数	業者数
1 贈賄		
2 契約に関する違法行為	1	2
3 契約履行成績不良等		
4 契約履行上の事故		
5 契約違反	1	1
6 営業不振		
7 虚偽記載および虚偽申請		
8 不誠実な行為	2	2
9 その他不正な行為		
計	4	5

2 指名停止一覧(平成29年7月1日～平成29年10月31日)

No.	商号または名称	指名停止期間		指名停止理由	区分	種別
1	芙蓉オートリース株式会社	平成29年7月14日から	平成30年4月13日まで	(9か月) 8 不誠実な行為 落札後、正当な理由なく契約を締結しないため。	区外	物品
2	株式会社エムズ	平成29年7月18日から	平成30年7月17日まで	(12か月) 2 契約に関する違法行為 東京地方検察庁が談合の罪により起訴したため。	区内	工事
3	株式会社タムラコーポレーション	平成29年7月18日から	平成30年7月17日まで	(12か月) 2 契約に関する違法行為 東京地方検察庁が談合の罪により起訴したため。	区内	工事
4	ライト・サービス株式会社	平成29年10月20日から	平成30年4月19日まで	(6か月) 8 不誠実な行為 落札後、正当な理由なく契約を締結しないため。	区内	物品
5	STMジャパン株式会社	平成29年10月26日から	平成30年1月25日まで	(3か月) 5 契約違反 入札において落札し、契約を締結したにも関わらず、契約解除の申出があり、当該契約を解除することとなったため。	区外	物品